

豊中市教科書センター管理運営要項

平成27年（2015年）4月1日

1 図書

教科書センターは、以下の図書を置くものとする。

- ①教科用図書見本本（小学校用及び中学校用）
- ②文部科学省配布の教科書目録
- ③文部科学省配布の教科書編集趣意書

2 開館及び休館

教科書センターの開館時間及び休館日は以下のとおりとする。

開館時間 月曜日から金曜日、9：00～17：00
休館日 土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始

3 閲覧

- (1) 閲覧者数を把握するため閲覧簿を設置する。
- (2) 閲覧者の意見等を得るため、意見箱を設置する。

4 教科書展示会

教科書センターは、教科書展示会を開催し、採択関係者の便を図るとともに、広く一般に公開する。

(1) 法定展示会

教科書の発行に関する臨時措置法第五条による教科書展示会の開始期日及び期間は、文部科学省の告示による。

(2) 法定外展示会

法定展示会の前後に必要な期間、法定外展示会を開くことができる。開催期日及び期間については管理責任者が定める。

(3) 展示会には、閲覧簿とともに、来会者の意見を得るため、意見箱を設置する。

5 運営上の注意事項

- (1) 教科書センターは私立及び国立の学校も、公立の学校と区別されることなく利用できるようにすること。
- (2) 外来の閲覧者、研究希望者が容易に利用し得よう配慮すること。
- (3) 特定の発行者等の利益又は不利益にならないように、その運営については十分に注意すること。
- (4) 見本本について
 - ①見本本には、適切な位置に「豊中市教科書センター見本本」の表示をすること。
 - ②見本本は各教科、小学校用各1冊、中学校用各1冊を展示しておくこと。
 - ③送付された見本本は、小学校用、中学校用の各校種、種目、発行者別に整理する。種目、発行者の順は、教科書目録に記載してある順によること。
 - ④教科書見本本等は、現行のものを保存する。

附則

- 1 この規定は平成13年（2001年）4月1日から施行する。
平成18年（2006年）4月1日改正
平成27年（2015年）4月1日改正